の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）